

公金支出は違法

泡瀬埋め立て控訴審

一審判決を支持

中城湾港泡瀬沖合埋め立て（東部海浜開発）事業をめぐり、沖縄市民ら516人が県知事と沖縄市長を相手に事業への公金支出差し止めを求めた訴訟の控訴審判決が15日午後、福岡高裁那覇支部であり、河辺義典裁判長は経済的合理性を否定した一審判決を支持し、事業への公金支出を違法と判断、県と市側の主張を退けた。

福岡高裁 那覇支部 「経済合理性」認めず

判決は東門美津子沖縄市長の「第1区域は見直し前提に推進。第2区域は見直しが必要」との方針表明により開発計画が変更されたと判断。変更が生じた際に埋め立て変更の認める必要となるが「新たな土地利用計画に経済的合理性があるか否かについてはいまだ調査、検討が全く行われていない」と指摘した。その上で検討がなされていない以上、埋め立て免許の変更許可が得られる見込みは困難として、現在の埋め立て事業も「予算執行の裁量権を逸脱し違法」とした。

前原誠司国土交通相（沖縄担当相）は、判決後に国の最終的な対応を決める考えを明らかにしており、再び工事にストップをかける司法判断が示されたことで、事業は中断の公算が大きくなった。

用語

東部海浜開発事業 中城湾港新港地区の港湾でしゅんせつした土砂を使い、沖縄市泡瀬沖合の約187畝（第1区域約96畝、第2区域約91畝）を埋め立てて人工島を造る計画。ホテルや人工ビーチ、マリナーなどのリゾート施設や広場など整備する。埋め立ては国と県、土地利用は市が行う。東門美津子沖縄市長は2007年12月に「1区推進、2区困難」を表明し、土地利用計画の見直しを進めている。前原誠司沖縄担当相は就任後「1区中断、2区中止」を表明。判決後、県市の判断を聞き、国の対応を決める方針を示している。



勝訴の垂れ幕を掲げる原告側。15日午後2時すぎ、那覇市